

議案第 88 号

米原市職員の退職管理に関する条例の制定について

米原市職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求め  
る。

平成 27 年 12 月 3 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

退職管理の適正を図るため、この案を提出するものである。

## 米原市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者への届出)

第2条 管理または監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続き退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者および公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）または営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職またはこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。